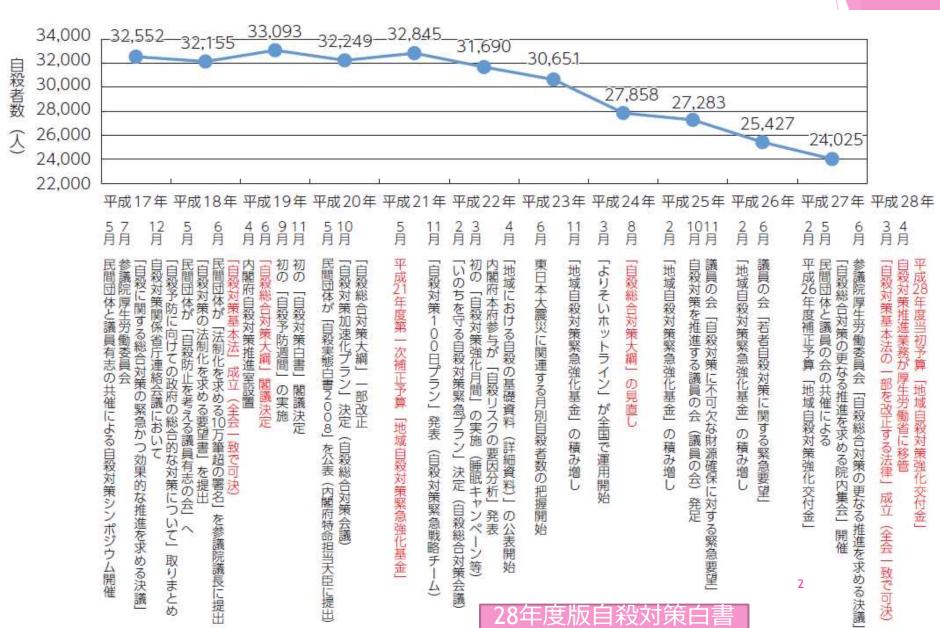
# 自殺対策と葉山町の現状

~葉山町自殺対策計画策定にあたって~

平成30年 葉山町 福祉課

## 自殺対策をめぐる主な動き



## 三階層自殺対策連動モデル(TISモデル)

(Three-Level Model of Interconnecting Suicide Countermeasures)

## TISモデル



社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルの

有機的連動による、総合的な自殺対策の推進

3 社会制度のレベル

法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正

地域連携のレベル

包括的支援を行うための関係機関等による連携

対人支援のレベル

個々人の問題解決に取り 組む相談支援 自殺対策基本法 自殺総合対策大綱 いじめ防止対策推進法 生活困窮者自立支援法 労働基準法 労働安全衛生法 過労死等防止対策推進法 社会福祉法 介護保険法 精神保健福祉法

地域共生社会の実現に向けた取組との連携 生活困窮者自立支援制度との連携 未遂者支援のための医療・地域連携 社会的孤立を防ぐための連携

地域包括ケアシステム 医療計画 地域福祉計画

職場問題 非正規雇用問題 長時間労働問題 失業問題 負債問題 健康問題 遺族支援問題 人権教育問題(いじめ、偏見、差別)

職場の人間関係 仕事の悩み非正規雇用 失業 倒産 負債 身体疾患 過労 生活苦 うつ状態 精神疾患 被虐待 いじめ DV・性暴力 ひきこもり 介護・看病疲れ 子育ての悩み

家族の不和

殺に至

る被合

的要

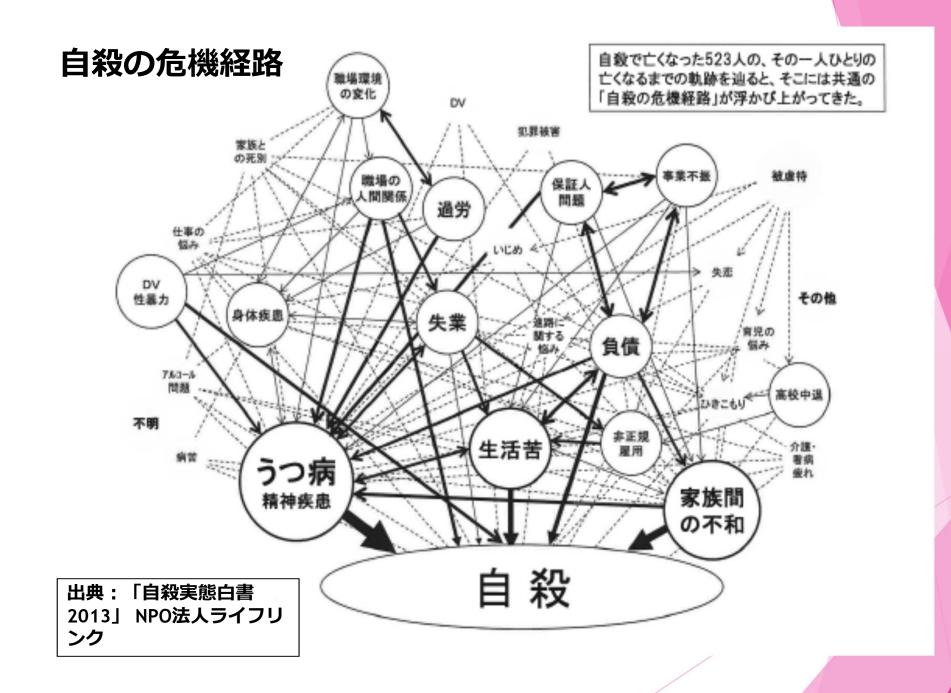
**図** 

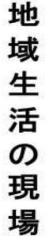
対

雞

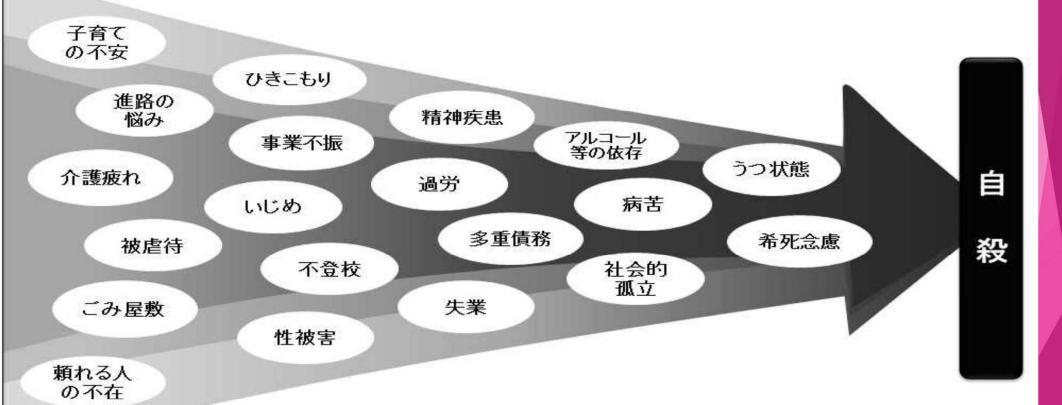
のレベルの有機的連

携





- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
- 複雑化・復合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きる。「平均4つの要因(問題)が 連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もある。



※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

## 「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

### 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

▶ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、 「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自 殺リスクを低下させる

阻害要因:過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因:自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ▶ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ➤ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ 続いている
- ▶ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて 推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

- 1. 生きることの包括的な支援として推進する
- 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する
- 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7 <u>社会全体の自殺リスクを低下</u>させる
- 8. 目殺未遂者の再度の目殺企図を防ぐ
- 遺された人への支援を充実する
- 10. 民間団体との連携を強化する
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

▶ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、 自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少

(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、 加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

### 第6 推進体制等

- 1. 国における推進体制
- 2. 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3. 施策の評価及び管理
- 4. 大綱の見直し

## 自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント)

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が

求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込みく例:よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度〉

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

#### 1.地域レベルの実践 <u>的な取組への支援を</u> 強化する

- ・地域自殺実態プロファイ ル、地域自殺対策の政 策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策 定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員の 配置・専任部署の設置 の促進

#### 2.国民一人ひとりの 気づきと見守りを促 す

- 自殺予防週間と自殺対 策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に 資する教育の実施
- (SOSの出し方に関する 教育の推進)
- 自殺や自殺関連事象等 に関する正しい知識の普及
- うつ病等についての普及 啓発の推進

#### 3.自殺総合対策の推 進に資する調査研究 等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
- (革新的自殺研究推進プログラム)
- ・先進的な取組に関する情
- 報の収集、整理、提供・子ども・若者の自殺調査
- ・死因究明制度との連動
- ・オンサイト施設の形成等 により自殺対策の関連情 報を安全に集積・整理・ 分析

#### 4.自殺対策に係る人 材の確保、養成及び 資質の向上を図る

- 医療等に関する専門家な とを養成する大学や専修 学校等と連携した自殺対 策教育の推進
- 自殺対策の連携調整を 担う人材の養成
- かかりつけ医の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

## 5.心の健康を支援する環境の整備と心の 健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘル ス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災 者の心のケア、生活再建 等の推進

#### 6.適切な<u>精神保健医</u> <u>癒福祉サービス</u>を受 けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉 等の連動性の向上、専門 職の配置
- ・精神保健医療福祉サード スを担う人材の養成等
- うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル 依存症等のハイリスク者 対策

#### 7.<u>社会全体の自殺リ</u> <u>スクを低下</u>させる

- <u>・ICT (インターネットや</u> <u>SNS等) の活用</u> ・()者:す()児童虐待、性い罪・
- 付着力の始高者、生活財産 者、ひとり制象底、性的マイノ リティンはる支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確 保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所 づくりの推進

### 8.自殺未遂者の再度 の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援 の拠点機能を担う医療 機関の整備
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化。
- ・居場所づくりとの連動によ る支援
- ・家族等の身近な支援者 に対する支援
- 学校、環場等での事後対 応の促進

## 9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の 運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の総合的な支援 ニーズに対する情報提供 の推進等
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

#### 10.民間団体との連 携を強化する

- ・民間団体の人材育成に 対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に 対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

#### 11.子ども・若者の自 殺対策を更に推進す る

- ・いじめを苦にした子どもの 自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ·若者の特性に応じた支援 の充実
- ・知人等への支援

#### 12.勤務問題による 自殺対策を更に推進 する

- 長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘル ス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

## 神奈川県の自殺の現状

## 自殺者数

自殺者数()	人)
東京都	2, 14 5
神奈川県	1, 27 6
大阪府	1, 20 1
島根県	119
鳥取県	100

自殺死亡率(人口10万

人対の割合) は14.0

で、

全国47都道府県中、

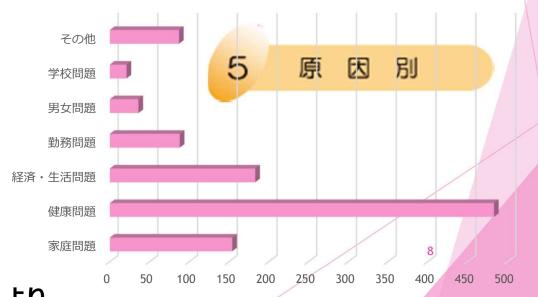
3番目に低い値

#### 3 性 別



## 年齡別





### 平成29年警察統計(発見日・発見地)より

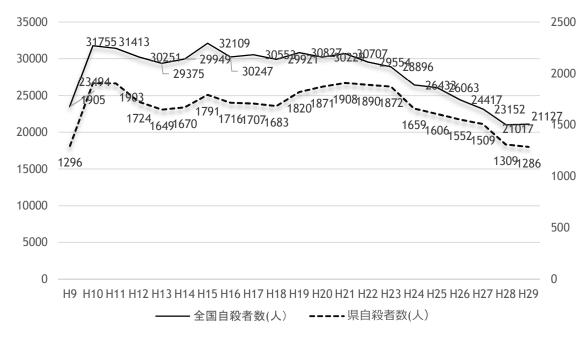
## 神奈川県における年齢別死因順位

(平成28年)

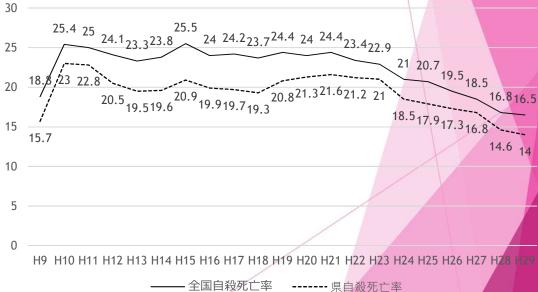
<b>/─ +△</b> //比4∏	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 7 位
<b>年齢階級</b>	死因	死因	死因	死因
平成28年 全体の死因順位	悪性新生物	心疾患 [高血圧性を 除く]	老衰	自殺
10-14歳	悪性新生物	先天奇形、変形及 <b>自</b>	び染色体異常/	
15-19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	
20-24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	
25-29歳	自殺	悪性新生物 /	⁄ 不慮の事故	
30-34歳	自殺	悪性新生物	心疾患 [高血圧性 を除く]	
35-39歳	悪性新生物	自殺	心疾患 [高血圧性 を除く]	

神奈川県衛生統計年報(平成28年)から引用

#### 人口動態統計による自殺者数(全国・神奈川県)の推移



#### 人口動態統計による自殺死亡率(全国・神奈川県)の推移

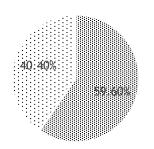


## 葉山町の現状

		神奈川県 女(人)		葉山町女 (人)
H21	1356	537	3	4
H22	1336	561	5	3
H23	1284	598	6	4
H24	1194	482	1	2
H25	1121	487	5	2
H26	977	491	3	1
H27	962	476	4	2
H28	837	376	1	0
H29	895	391	0	1

	性別割合 (	平成24年
~29年)		
男(人)	28	59.6%
女(人)	19	40.4%

葉山町自殺者の性別割合 (平成24年~平成29年合計)



≋男⇒女

### 人口動態統計による自殺死亡率(神奈川県・葉山町)の推移



------- 県自殺死亡率 —— 町自殺死亡率

## 葉山町 年代別・性別 自殺者数

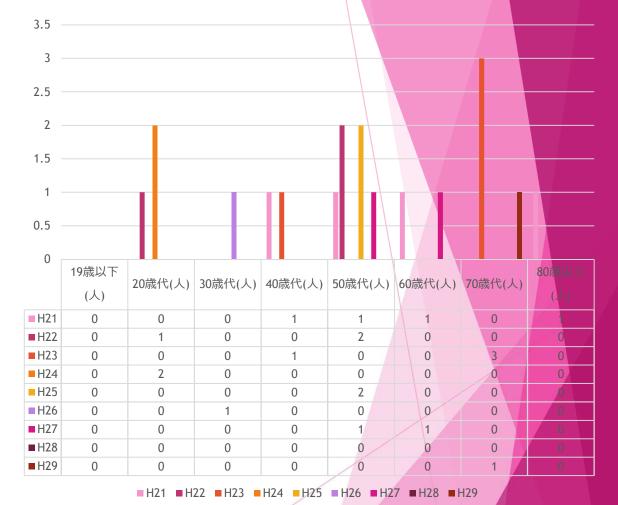
	Н	21	Н	122	H	123	ŀ	<del>1</del> 24	ı	H25	H	126	H	27	ŀ	128		H29	
	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)		女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 (人)	
19歳以下	0	C	) (	0	0	0 (	0	0	0	0 (	) (	) (	0	(	)	0	0	0	0
20歳代	1	C	) (	)	1	2 (	0	0	2	0 (	)	1 C	0	(	)	0	0	0	0
30歳代	0	C	) (	0	0	0 (	0	0	0	1 (	) (	) 1	0	(	)	0	0	0	0
40歳代	1	1	2	2	0	2	1	1	0	0 (	) (	) (	0	(	)	1	0	0	0
50歳代	1	1	2	2	2	1 (	0	0	0	2 2	2 (	) (	) 2	. 1	1	0	0	0	0
60歳代	0	) 1	•	1	0	0 (	0	0	0	0 (	) ;	2 0	0	1	1	0	0	0	0
70歳代	0	) C	) (	0	0	0 :	3	0	0	1 (	) (	) (	) 2	. (	)	0	0	0	1
80歳以上	0	) 1	(	0	0	1 (	0	0	0	1 (	) (	) (	0	(	)	0	0	0	0

これだけでは、よくわからないので、 分解します。

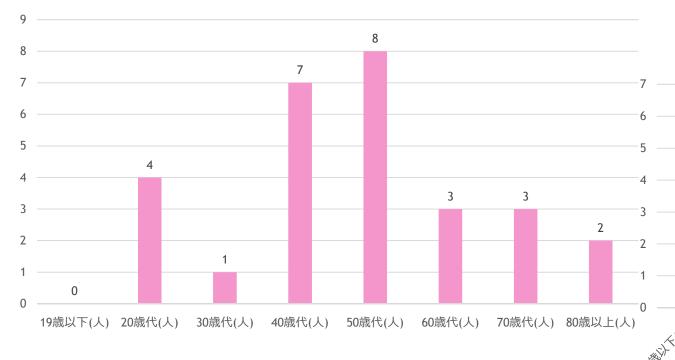
#### 人口動態統計による葉山町の自殺者の推移(年齢別・女性)

#### 人口動態統計による葉山町の自殺者の推移(年齢別・男性) 2.5 1.5 0.5 19歳以下 80歳以上 20歳代(人) 30歳代(人) 40歳代(人) 50歳代(人) 60歳代(人) 70歳代(人) (人) (人) ■ H21 ■ H22 ■ H23 ■ H24 ■ H25 ■ H26 ■ H27 ■ H28 ■ H29

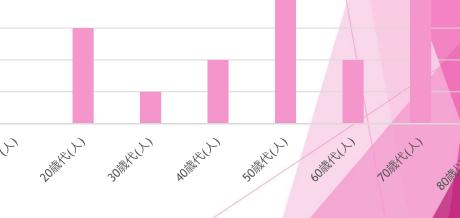
■H21 ■H22 ■H23 ■H24 ■H25 ■H26 ■H27 ■H28 ■H29



人口動態統計による葉山町の男性・年齢別自殺者(平成21年~平成29 年)



## 人口動態統計による葉山町の女性・年齢別自殺者 (平成21年~平成29年)



## 葉山町の有職者の内訳

有職者の自殺の内訳(特別集計《自殺日・住居地、平成24年~28年) (性・年齢・同居の有無の不詳を除く) 職業 自殺者数(人) 割合 全国割合 自営業・家族従業者 0 0.00% 21.40% 被雇用者・勤め人 78.60% 100.00% 合計 100.00% 100.00%

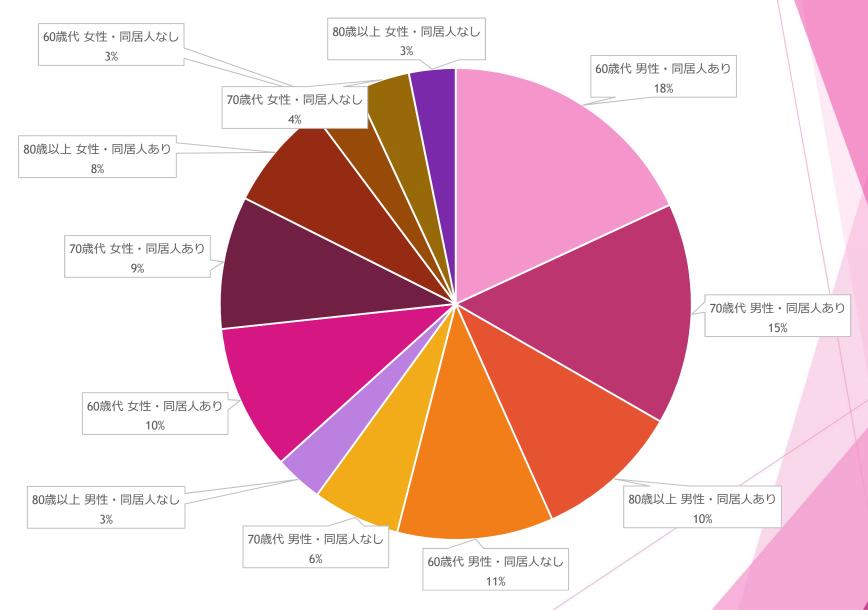
被雇用者、勤め人に対する自殺対策が必要であることがわかります。

## 高齢者と自殺について

## <全国の状況>

全国60歳以上の自殺者の同居人の有無

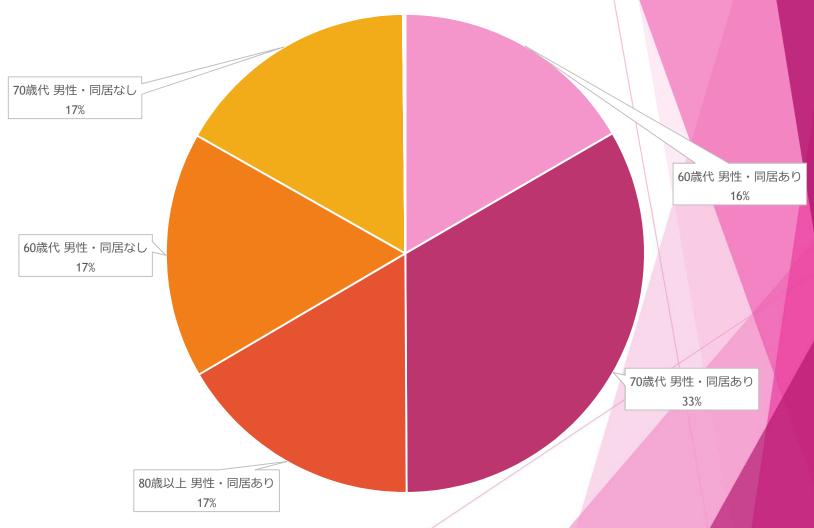
(特別集計、自殺日・住居地 平成24年~28年合計)

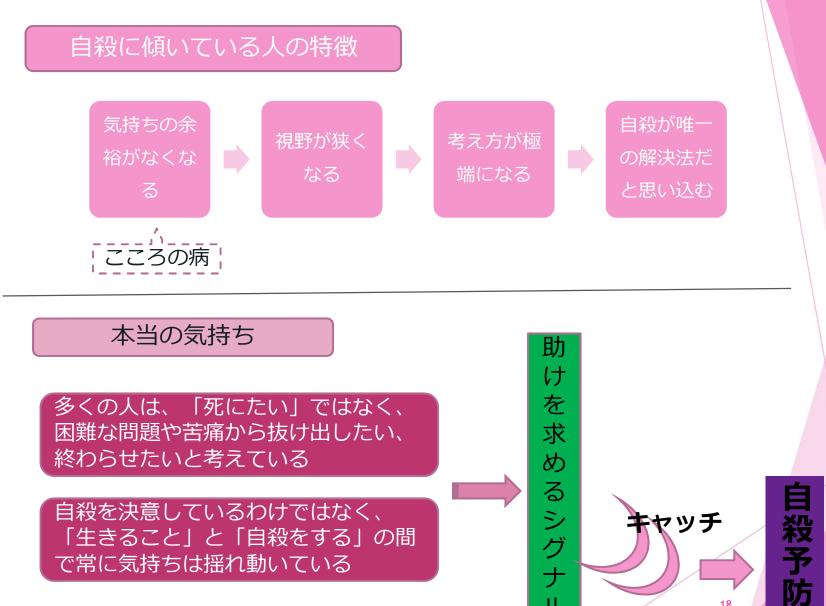


## <葉山町の状況>

## 葉山町60歳以上の自殺者の同居人の有無 (特別集計、自殺日・住居地 平成24年~28年合計)

葉山町	内訳	同居人の有無 (割合)
60歳代	男性・同居あり	14.3
70歳代	男性・同居あり	28.6
80歳以上	男性・同居あり	14.3
60歳代	男性・同居なし	14.3
70歳代	男性・同居なし	14.3
80歳以上	男性・同居なし	0
60歳代	女性・同居あり	14.3%
70歳代	女性・同居あり	0%
80歳以上	女性・同居あり	0%
60歳代	女性・同居なし	0%
70歳代	女性・同居なし	0%
80歳以上	女性・同居なし	0%





シ

グ

ナ

ル

キャッチ

18

18

自殺を決意しているわけではなく、 「生きること」と「自殺をする」の間 で常に気持ちは揺れ動いている

## 葉山町のこれまでの自殺対策の取組

- 普及啓発事業
- いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会

平成21年、神奈川県(鎌倉保健福祉事務所)が中心となり、「こころの健康、生きる」をテーマに鎌倉市、逗子市、葉山町と民間の機関(地域生活サポートセンターとらいむ、鎌倉市社会福祉協議会、逗子市社会福祉協議会、葉山町社会福祉協議会)、神奈川県(鎌倉保健福祉事務所)が連携し、「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会」を立ち上げました。自殺予防の講演会やキャンペーン活動に取り組み、命の大切さに理解を深め、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及することにより、互いにささえあえるような地域づくりを目指しています。



## あなたは大切な人

### ~こころのSOSに気づくために~

いじめなどで辛い思い出から抜け出せない、幸せなはずなのに死にたくなるときが ある。泣きたいとき、困ったときに助けてほしい、こんな気持ちにまわりが気づいて くれたら、きっとうれしい。そんな、今の子どもたちや若者のこころを理解し、寄り 添って見守ることを知ることのできる講演会です。ぜひご参加ください!

平成 30 年 9 月 9 日 (日) 14 時~16 時 (開場 13:30~)

場 所:鎌倉市福祉センター 2階 第1・2会議室

(鎌倉市御成町 20番 21号、JR・江ノ電鎌倉駅西口下車、徒歩7分)

定員:100人 託児あり(要予約:10人)、手話通訳あり(要予約)

参加費:無料



北村年子さん

白己蔓重トレーニングトレーナー ノンフィクションライター ホームレス問題の授業づくり全国ネット

ラジオパーソナリティ FMヨコハマ 「おはよう!ネンコさん」(第2・第4

著書に『おかあさんがもっと自分を好き になる本 子育てがラクになる自己尊重

簡単な自己尊重ワーク体験

受付方法:電話·FAX·Eメール 話:0467-24-3900 内線 252

X: 0467-24-4379

Eメール: kamahofuku.1578.yobou@pref.kanagawa.jp

①氏名 ②連絡先 ③年代 ④ お住まいま たは在勤在学の市町 ⑤ 託児希望の有無、手 話通訳希望の有無

申し込み・問い合わせ

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健予防課

※定員以上の申込があった場合は、鎌倉市、逗子市、葉山町在住・在勤・在学の方を優先する場 合があります。その場合は、ご連絡いたします。

※頂いた個人情報は、本講演会に関する目的以外には使用しません。

いきるを支える 鎌倉・逗子・葉山実行委員会

講演会(左は今年度の講演 会) のほかに、 3月には、駅前キャンペーン を行い、3駅(大船駅、鎌倉 駅、逗子駅)の近辺で普及啓 発物品を配布します。 各市町の民生委員の方々にも ご協力いただいています。

## ○ 地域の人材育成(ゲートキーパー研修経年実績)

▶ 「ゲートキーパー」について

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

「自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)」においては、9つの当面の重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけの医師を始め、あらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっていただけるよう研修等を行うことが規定されています。

また、ゲートキーパーは、我が国のみならず海外でも、自殺対策の分野でも広く使用されている用語、概念であって、WHO(世界保健機関)を始め、多くの国々で使用され、その養成プログラムが実施されています。

都道府県、地方公共団体においても、それぞれの地域の実情にあった形でゲートキーパーの養成に積極的に取り組んでいただいており、自殺対策に係るボランティアのみならず、保健医療福祉従事者、町内会担当者、民生委員、児童委員、理美容師などに対して多数の研修会が実施されるなど、支援の輪は広がっています。

## ○ 地域の人材育成 (ゲートキーパー研修経年実績)

• 役場職員

H26 24人 H28 19人 H29 28人

・民生委員協議会

H25 52人 H26 52人 H27 52人 (フォローアップ) H28 52人 H29 52人 (フォローアップ) ・児童館・青少年会館指導員 芝崎児童館指導員

・下山口きずなの会

・更生補助女性会

・一色ぬくもりの会

· 社会福祉協議会小地域活動

・商工会 青年部

・商工会 婦人部

7人4人

19人

(人数不明)

16人

40人

15人

16人



まとめ

自殺にいたるプロ

17





自殺で亡くなった人の多くが、最終的にはこころの病にかかっていながら適切なケアを受けていなかった

自殺問題には社会的取り組みが 必要

自殺を考えている人を1 人でも多く救うことを 目指す



自殺対策はこれらの問題を解決し、

- あなたの住んでいるまちをよりよいまちにすること
- ・すべての人が安心して暮らすことができるまちにすること